

よくあるお問い合わせ

1. 許可を受けるまでにはどのくらいの期間がかかるのか。

A) 標準処理期間は3～5ヶ月となっております。

2. タクシー事業の営業所が複数ある場合は、すべての営業所を貨物自動車運送事業許可の対象として申請することになるのか。また、複数の運輸局管轄でタクシー事業を営んでいる場合はどのように申請すれば良いのか。

A) 食料・飲料の運送を行う予定のタクシー車両が配置されている営業所を申請してください。なお、複数の運輸局管轄で運送を行う場合は、主たる事務所を管轄する運輸支局へ申請を行ってください。

3. 一般貨物自動車運送事業の申請にあたり法令試験を受ける必要があるのか。

A) タクシー車両による食料・飲料に限る貨物運送は、法令試験を実施せず法令を遵守する旨の宣誓書の提出をもって審査します。

4. 申請書を作成する際に、省略できる書類とは何か。

A) 一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業施設等により食料・飲料に限る貨物運送を行う事から、「事業開始に要する資金及び調達方法」「事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類」に関する添付書類は、所定の宣誓書を提出することで省略することができることとしています。

5. タクシー事業で行政処分により処分を受けているが許可申請することができるか。

A) 貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分を受けた場合は期間を経過するまで申請することができません。

6. 一般貨物自動車運送事業の許可を取得した際の登録免許税を納付する必要があるのか。

A) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けた場合は、登録免許税法に基づき12万円の登録免許税を納付することになります。

7. 一般乗用旅客自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業の両方をすでに経営している場合はどのように申請すればよいか。

A) 一般乗用旅客自動車運送事業で使用している施設等を一般貨物自動車運送事業に併用するとの事業計画変更認可申請を申請してください。

8. 対象となる輸送品目は、食料・飲料に限定されるのか。

A) 特例措置の運用を通じ、タクシー事業者による食料・飲料の運送について大きな問題がなく事業遂行が可能と判断できたため、食料・飲料の運送に限定した貨物自動車運送事業法の許可としています。なお、荷主に係る特段の制限はありません。

9. 運賃・料金はどのように決めるのか。

A) 貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金の設定の届出を行って下さい。運賃及び料金の設定に当たっては、荷主に対し不当な差別的扱いを行うことをしないなど、適切に設定して下さい。

10. 許可期限が1年間となっているが、期限以降も貨物自動車運送事業を行うことはできるのか。

A) 許可の期間満了後もタクシー車両により貨物自動車運送事業を行う場合については、条件・期限の変更承認願いの申請を行うことにより、許可期限の変更を承認することとします。

11. 貨物運送中の車体前面への「貨物」表示板の表示方法はどうか。

A) 素材や作成方法に定めはありませんが、ハイヤー・タクシー車両の表示等の通達を

参考にしながら、スーパーサインを隠して、貨物運送中であることを外から見やすいように表示してください。

1 2. 貨物はどこに置いて運送するのか。

A) 食品衛生上適当であると考えられるスペースに積載いただきます。トランクスペースに積載する場合は、清潔に保持し、保温・保冷のための専用のケースを用意するなど工夫してください。車両の座席スペースに積載する場合は、エアコン等による適切な温度管理や、ベルトの固定等による荷崩れ防止などに配慮して運送してください。

1 3. 旅客と貨物を同時に運送することはできないのか。

A) 食料・飲料に限定していることから、貨物及び旅客の相互の運送に支障がでないよう、旅客と貨物を同時に運送することはできないこととしています。

1 4. 運行管理者（貨物）の有資格者がいない場合はどうすればよいか。

A) 貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の数に応じて、貨物の運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、貨物自動車運送事業に係る運行管理者を選任する必要があります。

ただし貨物自動車運送事業に係る有資格者を貨物の運行管理者として選任できない場合には、タクシー事業の運行管理者が、貨物の運行管理について、所定の講習（貨物の基礎講習）を受講することにより、その者を運行管理者に代えて配置することができることとします。

1 5. 個人タクシー事業者やタクシーの運行管理者の選任を要しない事業者も、所定の講習を受けなければならないのか。

A) 貨物の基礎講習の受講が許可条件となっております。

1 6. 事業実績をどのように整理すればよいか。

A) 貨物自動車運送事業とタクシー事業については、それぞれの報告規則に基づき別々に報告してください。なお、食料等の貨物の収支についてはタクシー事業と区分経理してください。